

船舶事故調査報告書

令和元年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年5月22日 14時20分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市高後埼南西方沖 高後埼灯台から真方位222° 1,760m付近 (概位 北緯33°05.4′ 東経129°39.2′)
事故の概要	漁船大黒丸は、北北西進中、また、プレジャーボート豊漁丸は、 漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年5月28日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 大黒丸、7.9トン KM2-3678（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 豊漁丸、2.1トン NS3-406510（漁船登録番号）、個人所有 第292-32736号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 甲板員A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	A なし B 軽傷 2人（同乗者）
損傷	A 右舷船首部外板に破口 B 右舷中央部防舷材に亀裂、錨台に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長及び甲板員Aが乗り組み、船首浮上により正船首方に 左右約15度ずつの死角（以下「船首死角」という。）が生じた状況 下、甲板員Aが、レーダーを使用して船首死角を補う見張りを行いな がら操船し、進路上を横切る船舶を避航したことで安心して目視のみ で見張りを行いながら北北西進していたところ、船首死角に入ってい たB船と衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、主機を中立 運転として漂泊し、船首を東南東方に向けて釣りを行っていた際、船 長Bが、右舷方にB船に向かって航行するA船を認めたが、知人の船 船が近づいてきていると思い、漂泊を続けた後、A船が速力を落とさ ず接近してきたので、衝突の危険を感じ、主機を後進としたものの、 A船と衝突した。 B船は、汽笛を装備していた。 B船の乗船者は、全員が膨脹式救命胴衣を着用して前部デッキに乗

	<p>船しており、同乗者2人が衝突時の衝撃で転倒して腰部打撲等を負った。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、北北西進中、甲板員Aが、船首死角が生じている状況下、進路上を横切る船舶を避航したことで安心し、目視のみで見張りを行って航行を続けたことから、船首死角に入っていたB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、B船に向かって航行するA船を認めた際、知人の船舶が近づいてきていると思い、漂流を続けたことから、その後、速力を落とさず接近するA船を認め、危険を感じて主機を後進としたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北北西進中、B船が漂流中、甲板員Aが、船首死角が生じている状況下、進路上を横切る船舶を避航したことで安心し、目視のみで見張りを行って航行を続け、また、船長Bが、B船に向かって航行するA船を認めた際、知人の船舶が近づいてきていると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、船首死角が生じている場合、レーダーを有効活用するなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・漂流中、接近してくる他船を認めた場合、予断を持つことなく、速やかに汽笛を吹鳴して注意を喚起するとともに、十分に余裕のある時機に機関を使用して移動すること。